

別紙

諮問第756号

答 申

1 審査会の結論

「事件相談受理票」を対象保有個人情報として特定し一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に〇〇警察署刑事課に相談した際に作成された事件相談受理票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成31年4月11日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年11月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年9月30日に実施機関から理由説明書を收受し、同年12月14日（第147回第三部会）及び令和3年1月27日（第148回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 刑事事件に関する相談について

「相談取扱要綱の制定について」（平成29年3月24日通達乙（副監．総．広．聴3）第33号）では、相談について「警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置（地理教示、運転免許証の更新手続等の各種手続の教示等の単純な事実の教示を除く。）を求めるものをいう。ただし、単なる情報提供であるものは除く。」と規定されている。

そして、「刑事事件に関する相談の適正な取扱いについて」（平成29年3月30日通達乙（刑．総．指1）第52号。以下「通達」という。）において、刑事事件に関する相談（刑事警察に関するものに限る。以下「事件相談」という。）を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、速やかに相談者の氏名、住所、相談の要旨等を警察総合相談業務等管理システム（以下「管理システム」という。）に登録するとともに、同システムから通達別記様式第1号「事件相談受理票」、通達別記様式第2号「相談関係者票」を出力し、所属長の決裁を受けて保存することとされているほか、後日関係者から事実確認をしなければならない場合等は、通達別記様式第4号「相談処理経過の概要」を出力し、所属長の決裁を受けて保存することとされている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「事件相談受理票（警視庁〇〇警察署、受理年月日平成〇年〇月〇日、受理番号〇号、相談処理経過の概要（経過番号1及び2を含む）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

本件対象保有個人情報は、通達別記様式第1号「事件相談受理票」、通達別記様式第2号「相談関係者票」及び通達別記様式第4号「相談処理経過の概要」で構成されている。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定した上で、管理職でない警察職員の氏名及び印影（以下「本件非開示情報1」という。）は条例16条2号及び4号に該当し、その他の非開示とした部分（以下「本件非開示情報2」という。）は同条6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、本件開示請求に対する実施機関の決定に関し、〇年及び〇年に来署した生活安全処理結果・刑事課の処理結果の記載がない旨主張し、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について審査を求めている。

これに対し実施機関は、本件開示請求について、〇〇警察署における審査請求人の保有個人情報の有無を検索した結果、本件対象保有個人情報を特定し、その他には存在しない旨説明する。

審査会が、本件対象保有個人情報を見分したところ、記載されている事件相談の受理日や相談者の氏名等の情報が、本件開示請求において開示を求めている期間や請求内容と一致しており、当該情報が審査請求人の保有個人情報であると認められた。

また、本件対象保有個人情報は、通達に定められた各様式に則って適正に作成されており、このうち、「相談処理経過の概要」については、実施機関が特定したとおり、「相談処理経過の概要（経過番号1）」及び「相談処理経過の概要（経過番号2）」（以下併せて「相談処理経過の概要（経過番号1及び2）」という。）が、それぞれ異なる日付で作成されていることが確認できた。

以上のことを踏まえると、本件開示請求について、上記の検索を実施した結果、本件対象保有個人情報1件を特定し、他に存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、その他に存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、本件対象保有個人情報の特定に係る実施機関の判断は、妥当である。

エ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

本件非開示情報1について、審査請求人は、自分自身の被害に関する相談で警察署に行き、その際に対応した警察官から名前を名乗られているため、条例16条2号に該当せず、さらに、当該情報を開示したとしても、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはないため同条4号には該当しない旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件非開示情報1が開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例16条2号本文に規定する非開示情報に該当すると説明する。

さらに、実施機関では、本件非開示情報1はいずれも管理職でない警察職員の氏

名及び印影であり、管理職である警察職員の氏名及び印影については慣行として公にしているが、その他の管理職でない警察職員の氏名及び印影については慣行として公にしていない。そのため、本件非開示情報1は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと説明する。

審査会が見分をしたところ、本件非開示情報1は、警察職員の氏名及び印影であり、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから条例16条2号本文に該当し、いずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であるから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないことが認められた。

したがって、条例16条4号の該当性を判断するまでもなく、本件非開示情報1が同条2号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

オ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

本件非開示情報2について、審査請求人は、自分自身が相談をした内容に非開示部分があることの原因が不明であり、被害の申告や相談をどう処理したのかという情報は、適切に対応をしていれば開示できない理由はないはずであるため、条例16条6号に該当しない旨主張する。

実施機関は、本件非開示情報2には、警察職員が相談者その他の関係者から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断をした結果及び措置が記載されており、これを開示することになると、相談に係る業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して相談内容に基づく客観的な評価・判断や相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握、適正な事案判断など、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件非開示情報2は、条例16条6号に規定する非開示情報に該当する旨、説明する。

審査会が見分をしたところ、本件非開示情報2のうち、「事件相談受理票」の「分類種別」欄には当該相談がいずれの分類のものに当たるのか警察職員が判断した結果が、「措置方法」欄及び「措置結果」欄には相談の内容に応じて警察職員が判断した措置の方法及びその結果が、それぞれ記載されている。そして、「相談処理経過の概要（経過番号1及び2）」の「分類種別」欄及び「措置」欄には「事件相談

受理票」の「分類種別」欄、「措置方法」欄及び「措置結果」欄と同じ内容が、「処理経過の概要」欄には警察職員が評価、判断した内容がそれぞれ記載されている。

以上のことを踏まえると、本件非開示情報2を開示することにより、事件相談に係る業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、相談内容に基づく客観的な評価・判断や相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、事件相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報2が条例16条6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明